

中央区駐輪場整備ガイドライン 概要版

第1章 ガイドラインの概要 (本編1ページ)

路上駐輪の削減に向け、関連する条例等と連携し、「中央区駐輪場整備ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定し、民間施設内での施設用駐輪場や公共用駐輪場のさらなる整備推進を図っていくものである。

第2章 駐輪場整備の基本方針

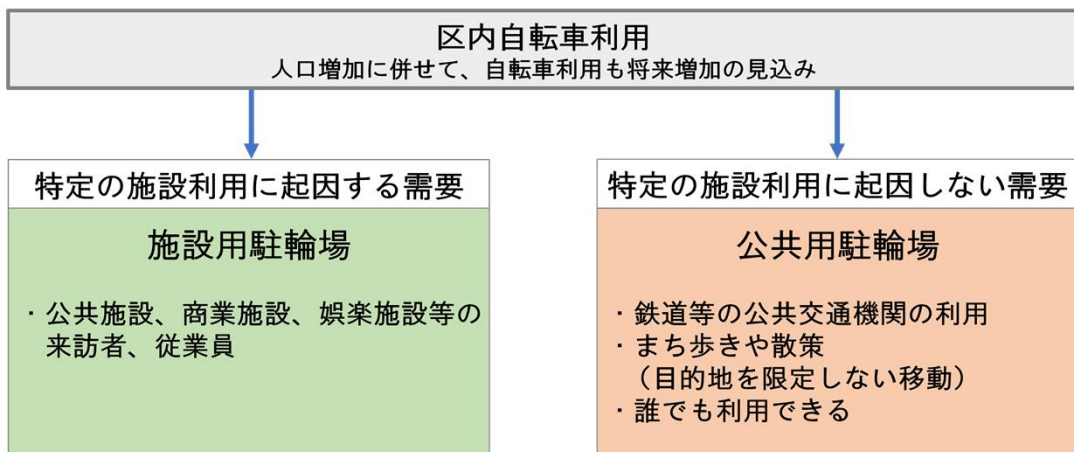
(1) 駐輪場の役割 (本編4ページ)

➤ 施設用駐輪場

商業施設、娯楽施設等の駐輪需要を生じさせる施設において、当該施設の利用者のための駐輪場の整備が必要である。

➤ 公共用駐輪場

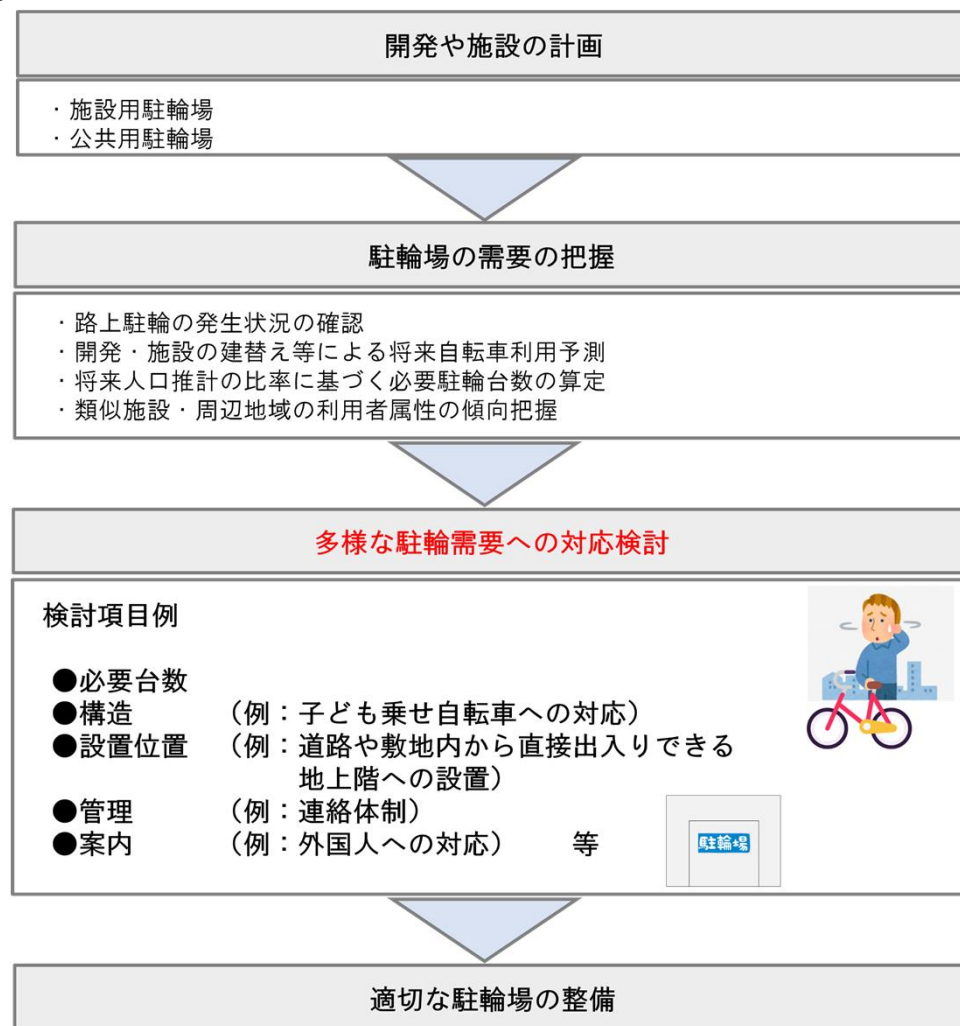
鉄道等の公共交通機関の利用による駐輪需要や、まち歩き・散策等の特定の施設利用に起因しない駐輪需要においては、誰でも利用できる駐輪場の整備が必要である。



※施設利用者による路上駐輪が見受けられる場合、路上駐輪の防止を図る観点から、「公共用駐輪場」を補完的に活用することも想定する。

(2) 多様な駐輪需要への対応 (本編5~6ページ)

適切な駐輪場を整備するためには、下図に示すフロー図のように、路上駐輪の発生状況の確認や将来自転車利用予測等により、駐輪場の需要を把握した上で、多様な駐輪需要に対応することが必要である。



第3章 施設用駐輪場の整備指針 (本編7~12ページ)

(1) 施設用駐輪場の必要台数

施設用駐輪場の必要台数は、下表に示す施設の用途及び対象面積から算出すること。

施設の用途	対象面積	必要台数
百貨店、スーパーマーケット、その他小売店、飲食店	店舗面積	20㎡ごとに1台
病院、診療所	診療施設面積	15㎡ごとに1台
学習施設並びに教育及び趣味等の教授を目的とする施設	店舗もしくは教室面積	
遊技場、カラオケボックス	店舗面積	25㎡ごとに1台
銀行等金融機関	店舗面積	
スポーツ、体育及び健康の増進を目的とする施設	運動場面積	100㎡ごとに1台
事務所	事務所面積	

※施設の用途に応じて、一定規模を超える部分は別途必要台数を定める。

(2) 台数の緩和条件

以下の緩和条件に適合する駐輪場は、該当部分の台数に、換算率を乗じて得られる台数を、計画台数としてみなすことができるものとする。

区分	換算率	
緩和条件㉞	地上階への設置	1.3
緩和条件㉟	子ども乗せ自転車等の対応 (駐輪スペースの幅は1台あたり80cm以上)	1.3
緩和条件㊱	地上階への設置+子ども乗せ自転車等の対応 (緩和対象㉞と㉟の併用)	1.5



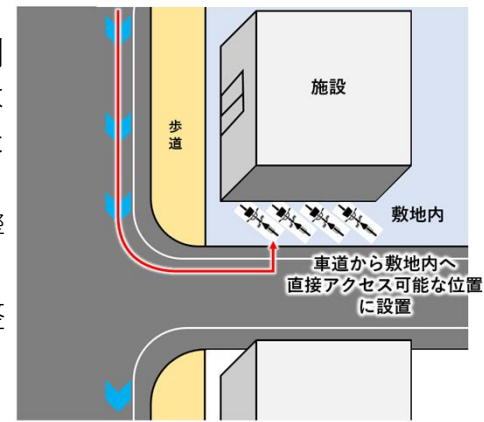
(3) 駐輪場の構造

自転車1台あたりの大きさは、幅60cm、長さ190cmを標準とし、「第2章 2 多様な駐輪需要への対応」を踏まえ、出し入れしやすい駐輪スペースを確保すること。また、駐輪スペースは、自転車を固定するラックを整備したり、駐輪枠を床面に表示するなど、通路等その他の部分と明確に区別すること。

(4) 駐輪場の設置位置

駐輪場の設置位置は、利用者の利便性を確保するため、施設内またはその敷地内の施設出入口に近接した位置とすること。

また、周辺の歩行者動線への影響を最小限とするため、可能な限り、車道から直接出入りできる位置に整備すること。



(5) 駐輪場の管理

利用者による問合せに適切に対応するため、駐輪場管理者等連絡体制を整えること。

また、整備した駐輪場等は必要に応じて修繕や更新を行うこと。

(6) 駐輪場の案内

施設利用者が路上に駐輪しないように、わかりやすい位置に看板を設置し駐輪場を案内すること。また、駐輪場までの経路をわかりやすく表示し、駐輪場内に設置する案内看板には、駐輪場の利用可能時間・利用料金等の明記をすること。

注：区特有の取組には、 マーク

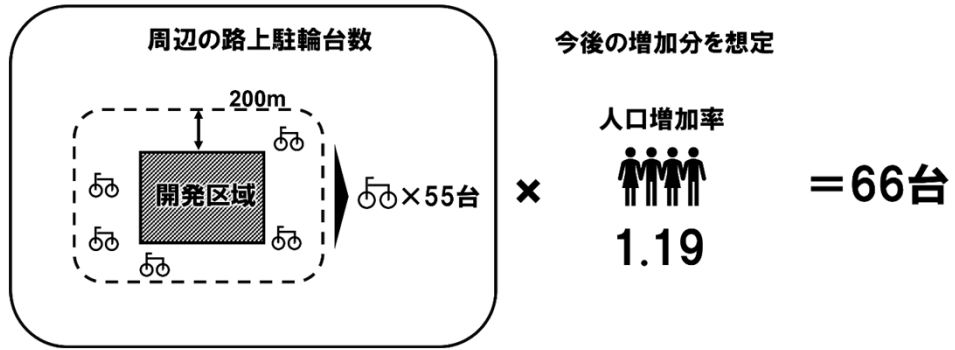
(1) 公共用駐輪場の整備目標台数

公共用駐輪場の整備目標台数は、以下に示すとおり、周辺の路上駐輪台数に、今後増加が想定される自転車利用者数を見込み、算出するものとする。なお、算出した台数は、整備目標台数として設定するものであるが、地域の状況や計画の内容に応じた整備台数を区と協議し決定するものとする。

周辺の路上駐輪台数は、開発区域から約200m以内で発生している路上駐輪台数とする。現地調査を実施するか、区が把握している路上駐輪台数を用いて設定する。

今後増加が想定される自転車利用者数は、区が公開している地域別(京橋、日本橋、月島)の将来人口推計の比率(増加率)等を参考に算出するものとする。

算出イメージ



(2) 駐輪場の運用形態

自転車利用者の利用目的や、利用時間帯、駐輪場の運営の効率性等を踏まえて、定期利用・一時利用の台数配分等を決定すること。
また、一時利用の料金は、時間貸しを基本とすること。定期利用の料金体系は、周辺の駐輪場における月極料金等を参考にすること。

(3) 駐輪場の構造

自転車1台あたりの大きさは、幅60cm、長さ190cmを標準とし、「第2章 2 多様な駐輪需要への対応」を踏まえ、出し入れしやすい駐輪スペースを確保すること。また、駐輪スペースは、自転車を固定するラックの整備や、駐輪枠を床面に表示するなど、通路等その他の部分と明確に区別すること。

(4) 駐輪場の設置位置

周辺の歩行者動線への影響を最小限とするため、可能な限り、車道から直接出入りできる位置に整備すること。

(5) 駐輪場の管理

利用者による問合せに適切に対応するため、駐輪場管理者等の連絡体制を整えること。
また、駐輪場等は必要に応じて修繕や更新を行うこと。

(6) 駐輪場の案内

誰もが駐輪場を利用できることを明示し、駐輪場の積極的な周知・案内を行うこと。また、駐輪場内に設置する案内看板には、駐輪場の利用可能時間・利用料金等を明記すること。
なお、整備した公共用駐輪場は、区が作成する「中央区自転車マップ」に掲載するものとし、必要情報を区に提供するなどの協力をすること。

注：区特有の取組には、👉マーク

第5章 駐輪場の整備推進に向けた区の実施

本ガイドラインに基づき整備した駐輪場の利用状況や、駐輪場周辺の路上駐輪状況を定期的に確認し、評価を行う。評価した結果や、社会情勢の変化、交通環境の変化等に応じて、路上駐輪対応方針に沿った効果的な内容となるよう、本ガイドラインを柔軟に見直すものとする。